

愛媛県漁業の地位 (H30)

区 分	単位	全 国		愛 媛		全国シェア (%)		全国順位		上 位 5 県				
		H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
漁 業 経 営 体 数	経営体	79,067	78,890	3,444	4,371	4.4	5.5	4	—	北海道	長崎	青森	愛媛	岩手
個人漁業経営体	経営体	74,526	74,470	3,284	—	4.4	—	5	—	北海道	長崎	青森	岩手	愛媛
団体経営体	経営体	4,541	4,420	160	—	3.5	—	5	—	北海道	兵庫	長崎	鹿児島	愛媛
漁 業 就 業 者 数	人	151,701	153,490	6,186	6,529	4.1	4.3	6	—	北海道	長崎	青森	岩手	宮城
漁 船 隻 数	隻	218,720	224,575	10,255	10,373	4.7	4.6	4	4	北海道	長崎	三重	愛媛	岩手
海面漁業・養殖業生産量	トン	4,364,327	4,244,076	137,663	142,461	3.2	3.4	9	7	北海道	長崎	宮城	茨城	静岡
海面漁業	トン	3,359,456	3,258,020	75,487	79,699	2.2	2.4	13	11	北海道	長崎	茨城	静岡	宮城
海面養殖業	トン	1,004,871	986,056	62,176	62,762	6.2	6.4	7	7	北海道	広島	青森	兵庫	宮城
魚類養殖計	トン	249,491	247,633	58,356	58,377	23.4	23.6	1	1	愛媛	鹿児島	大分	長崎	高知
ぶり類	トン	138,229	138,999	18,747	18,596	13.6	13.4	3	3	鹿児島	大分	愛媛	宮崎	高知
まだい	トン	60,736	62,850	34,009	34,767	56.0	55.3	1	1	愛媛	熊本	高知	三重	長崎
しまあじ	トン	4,763	4,435	2,268	2,318	47.6	52.3	1	1	愛媛	熊本	大分	三重	長崎
ひらめ	トン	2,186	2,250	327	300	15.0	13.3	3	3	大分	鹿児島	愛媛	長崎	宮崎
くるまえび	トン	1,478	1,354	x	x	—	—	—	—	沖縄	鹿児島	熊本	長崎	山口
のり類	生重量トン	283,688	304,308	3,087	x	1.1	—	11	—	兵庫	佐賀	福岡	熊本	香川
真 珠	kg	20,581	20,124	8,003	7,664	38.9	38.1	1	1	愛媛	長崎	三重	熊本	大分
真 珠 母 貝	トン	1,247	1,411	1,055	1,242	84.6	88.0	1	1	愛媛	長崎	高知	—	—
海面漁業・養殖業産出額	億円	14,238 (14,437)	14,593 (14,864)	887 (907)	852 (874)	6.2	5.8	3	3	北海道	長崎	愛媛	宮城	鹿児島
海面漁業	億円	9,377	9,613	203	238	2.2	2.5	15	13	北海道	長崎	宮城	静岡	青森
海面養殖業	億円	4,861 (5,060)	4,979 (5,250)	684 (704)	614 (635)	14.1	12.3	1	1	愛媛	鹿児島	北海道	長崎	熊本
魚類養殖	億円	2,638	2,525	598	539	22.7	21.3	1	1	愛媛	鹿児島	長崎	高知	大分
ぶり類	億円	1,240	1,192	171	162	13.8	13.6	3	3	鹿児島	大分	愛媛	高知	宮崎
まだい	億円	592	552	335	304	56.6	55.1	1	1	愛媛	熊本	高知	三重	長崎
しまあじ	億円	66	58	31	28	47.0	48.3	1	1	愛媛	熊本	大分	三重	長崎
ひらめ	億円	35	38	6	5	17.1	13.2	3	3	大分	鹿児島	愛媛	長崎	宮崎
くるまえび	億円	72	73	x	x	—	—	—	—	沖縄	鹿児島	熊本	長崎	山口
のり類	億円	945	1,167	12	x	1.3	—	11	—	佐賀	兵庫	福岡	熊本	香川
真 珠	億円	170	154	70	57	41.2	37.0	1	1	愛媛	長崎	三重	熊本	大分
真 珠 母 貝	億円	13	15	12	14	92.3	93.3	1	1	愛媛	長崎	高知	三重	—

注:1 海面養殖業の生産量には魚類種苗、真珠母貝は含まない。
 2 平成29年及び平成30年の()の額は、魚類種苗、真珠母貝など種苗生産額を含んだ額。
 3 内水面漁業・養殖業は含まない。
 4 全国順位には、都道府県別に取りまとめを行っていない捕鯨業を含んでいない。
 5 漁船隻数は海面における漁船法適用の登録漁船(動力漁船のすべてと1トン以上の無動力漁船)と漁船登録を要しない1トン未満の無動力漁船。
 遊漁船は除く(ただし兼業として遊漁に従事するものは含む)。
 6 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。